

国民年金について

シリーズ（その十一）

老齢年金はいつからうけられるか

○支給の繰上げ
〔老齢年金の支給開始年齢〕
原則として65歳ですが、本人が支給繰上げの請求をすることによって、60歳から65歳までの間の希望するときに繰上げて老齢年金をうけることができます。

〔支給繰上げの請求〕

本人の希望によってできるものではありませんが、支給繰上げの請求をする場合には、つぎに掲げることと十分に承知しておかなければなりません。

- (1) 支給の繰上げを請求した人の年金額は、本来の老齢年金の額（65歳からうけるべき額）から、支給を希望したときの年齢に応じて一定の額が減せられ、しかも、その額は、65歳になっても引き上げられることなく、一生減額された年金をうけることになること。
- (2) 支給の繰上げの請求による受給権が発生した後に、年金額の増額等を意図として、請求の取消し、支給を希望する日の変更を申し出ても、裁定の取消し、または変更はできないこと。
- (3) 支給の繰上げの請求をしていなければ、その人が死亡した場合に、その人の遺族には、寡婦年金

または死亡一時金が支給されますが、支給を希望する日が到来したことにより受給権が発生した人が死亡した場合には、その人の遺族には、寡婦年金、死亡一時金は支給されないこと。

(4) 支給の繰上げの請求による老齢年金の受給権は、支給を希望する日に発生し、年金の支払いは受給権が発生した月の翌月から開始されること。

(5) 支給の繰上げの請求ができるのは、60歳以上65歳未満の期間に限られており、60歳になる前の請求65歳になってからの請求はできないこと。

※今年満60歳になり請求のできる人は、大正9年生まれの方です。で、自分がどう年金を請求したらよいか、60歳になる前に良くお考えのうえで請求してください。

あなたの年金権はあなた自身の手で確認のうえ請求してください。ようお願い申し上げます。

社会保険相談のお知らせ

甲府社会保険事務所の出張相談は4月22日（火）です。
時間 午前9時30分～午後4時
事務所が甲府にあるため、常日頃

不便を感じていることと思います。ぜひ、この機会をお見逃しなく。

やさしい年金の計算、無料配布について

市民課年金係では、年金相談にみえる方には、もれなくパンフレットを差し上げております。残りもあと500部になりましたのでご希望の方はお早目にどうぞ。

国保の保険証を大切にしていますか？

① 健康証はあなたの健康を守る大切な証書

保険証は、加入者の権利を保障し、数十万円、数百万円のサービスを生む大切な証書です。保険証がないと、医療費は全額自費で支払わなければならないとなります。他人に貸したり、借りたり、治療が終っても病院に預けっぱなしにしたりしてはいけません。また不正に使用すれば罰せられます。みんなの心がこもった保険証です。大切に取り扱いましょう。

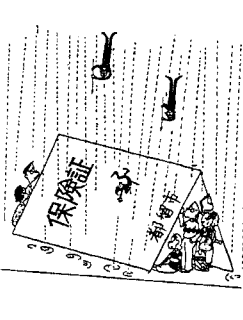
② 保険証の手続きはちゃんとしてますか？
保険証は2年ごとに切り換えられます。（今年4月です）古い保険証は使えませんので市民課、または、お近くの出張所へお返しください。なお、つぎの事項に該当している人がいる世帯では届出をしてください。

- 一 他市町村へ転出している人
- 二 保険証の住所と現在の住所が

違う人

- 三 他の保険（会社等職場での健康保険）に加入している人
- 四 会社等を退職し、どの健康保険にも加入していない人
- 五 転入者、出生者等で保険証に記入されていない人

これらの手続を怠りますと、あなた自身思わぬ損害を受けることとなりますので、注意してください。



水田利用再編対策（転作）にご協力を！

昭和54年度の転作奨励補助金も4月上旬までに各農家に、支払いが終了しました。ここに厚く感謝申し上げます。さて、本年度も厳しい転作目標

面積に各農家のご協力を得まして達成願いたく、ただいま受付中でありますが、まだ申込みされていない方は、至急お願いします。なお、本年度より飼料用作物（クローバー・ラジノ・モロコシ等）を作付されている方は、畜産農家と契約を結び、その写しを転作申し込み用紙に添付してください。申し込み契約書が添付されない場合は、転作として認められません。また、市内の畜産農家は、剣持謹吾（法能二五番地、TEL(三)一五八六六）小幡敏郎（馬場一八三八番地、TEL(四)一三三〇七）平井政武（馬場一六四二番地、TEL(四)一三〇〇七）の三農家でありますが、契約書はつぎのとおり役所より契約書を送付します。詳しくは市役所産産課（TEL(三)一一一一、内線二六九番）へお問い合わせください。

飼料用作物の利用契約書

畜産農家と転作農家は飼料用として、下記水田に係る作物の利用契約を締結する。

昭和 年 月 日

(畜産農家) 住所氏名
(転作農家) 住所氏名

記	備考	作物名	田積	水面	水田	所在地	実施所